

# 個人番号及び特定個人情報保護規則

## 第1条（目的）

この規則は、【株式会社ファーストスタッフ（以下、当社という）】当社が保有する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を安全かつ適正に取り扱うことを目的とする。

## 第2条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政機関行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。
- (2) 独立行政法人等独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。
- (3) 個人情報行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものという。
- (4) 個人情報ファイル行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (5) 個人番号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (6) 本人個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 特定個人情報番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 特定個人情報ファイル番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (9) 個人番号利用事務行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

- (10) 個人番号利用事務実施者個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 個人番号関係事務番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (12) 個人番号関係事務実施者個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

### 第3条（適用範囲）

この規則は、当社の役員その他の職員及び当社の委嘱を受けて当社が保有する特定個人情報を取り扱う役職員に対して適用する。

### 第4条（利用範囲）

- (1) 当社は、個人番号関係事務を行うものとされた場合は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用する。当該事務の全部又は一部の委託を受けた場合も、同様とする。
- (2) 当社は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた場合は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用する。

### 第5条（安全確保措置）

- (1) 当社は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる。
- (2) 当社は、【代表取締役〇〇】を前項の措置を実施する管理責任者とし、個人番号及び特定個人情報ファイルの管理を【事務部】において行う。

### 第6条（再委託）

当社は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた場合において、その全部又は一部の再委託をしようとするときは、当該個人番号関係事務の委託をした者の許諾を得る。

### 第7条（委託先の監督）

当社は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする場合は、当該委託に係る個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

### 第8条（提供の要求）

当社は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときに限り、本人又は他の個人番

号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対し個人番号の提供を求める。

#### 第9条（提供の求めの制限）

当社は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めない。

#### 第10条（本人確認の措置）

当社は、第8条の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に規定する本人確認の措置をとる。

#### 第11条（特定個人情報の提供の制限）

当社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しない。

#### 第12条（収集等の制限）

当社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管しない。

#### 第13条（特定個人情報ファイルの作成の制限）

当社は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しない。

#### 第14条（利用目的による制限の特例）

- (1) 当社は、法令上の利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報を取り扱わない。
- (2) 当社は、他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って特定個人情報を取得した場合は、承継前における当該特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱わない。
- (3) 前2項の規定は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときについては適用しない。

#### 第15条（利用停止等の特例）

- (1) 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ（特定個人情報であるものに限る。）が番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要

する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- (2) 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

#### 第16条（懲戒事由）

当社の役職員が個人番号又は特定個人情報ファイルを不正な目的で故意に持ち出し、第三者に提供し、又は滅失させたときは、【就業規則第34条及び派遣スタッフ就業規則第52条】に定める法令違反行為とみなす。

#### 第17条（規則の改廃）

この規則の改廃は、【取締役会】において行う。

#### 附則

この規則は、平成27年12月10日から施行する。